

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5－①(2) 子どもの権利に関する条例の制定

2009年11月、国連で「子どもの権利条約」が採択をされてから20年を迎えた。日本では1994年5月に批准し、以降、日本国内でも子ども達の人権を守るための取り組みが行われている。大阪府においてもその責務を果たすため、大阪府内の各市町村で「子どもの権利に関する条例」が制定されるよう働きかけを行うこと。

（回答）

大阪府では、子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関し、基本理念を定め、府、保護者、学校等、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の施策について必要な事項を定めた「大阪府子ども条例」を制定しておりますが、各市町村における「子どもの権利に関する条例」の制定の必要性については、それぞれの市町村において判断されるべきものと考えております。なお、大阪府子ども条例の趣旨について引き続き府民等への啓発に努めますとともに、市町村にも条例の内容について情報提供してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども室 子育て支援課